宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年４月13日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令08全保１	株式会社エコ革	国土交通大臣(1)9854	代表取締役伊藤繁三	栃木県佐野市高萩町1322―９	1500万円
令08全保２	合同会社トレック・マーズ	関整特事(1)222	代表社員下田興一	東京都港区赤坂７―６―15	1000万円
令08全保３	北海道勤労者住宅生活協同組合	北海道知事(石狩16)237	代表社員高倉司	北海道札幌市中央区北４条東２丁目７―６	〃
令08全保４	有限会社開成地所	北海道知事(石狩４)7203	代表取締役櫻庭松雄	北海道札幌市東区北19条東22丁目５―30	〃
令08全保５	株式会社アスクゲートトラスト	北海道知事(石狩３)7896	代表取締役佐藤雅人	北海道札幌市白石区菊水３条１丁目１―20	〃
令08全保６	株式会社アヴァント	北海道知事(石狩３)7927	代表取締役竹田雄一	北海道札幌市白石区北郷２条４丁目２―17	〃